

# 定 款

一般社団法人暮らしの保健室かなで

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人暮らしの保健室かなで（以下「この法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江戸川区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民が相互に支えあい安心して暮らせる社会の実現のために、高齢者・障害者・子ども、その他社会的なサポートが必要な立場にある人々に対するボランティア活動を様々な形で支援し発展させることで、豊かなまちづくりにつなげることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者・障害者やそれを支える家族に対する相談事業
- (2) 健康増進に関する講演会など、健康や介護予防に対するための啓発事業
- (3) ボランティア活動への市民の積極的参加をうながすための啓発事業
- (4) 地域で支えあう豊かなまちづくりための人材養成事業
- (5) 国際社会で活躍できる人材育成事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的及び事業に賛同して、賛助金による援助をする意思をもって入会した個人及び法人

2 社員総会は、前項に定める会員の他に、その他の会員の種別及びその会費の額を定めることができる。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 定時社員総会は、毎年 6 月に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(社員総会の定足数)

第 15 条 社員総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(社員総会の招集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 社員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 1 週間前までに通知しなければならない。

(社員による招集の請求)

第 17 条 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(社員総会の議決)

第 19 条 社員総会における議決事項は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会

員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 合併
- (5) その他の法令又はこの定款で定めた事項

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による議決者又は議決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
  - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって一般法人法に関する法律における代表理事とする。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。

4 理事及びその配偶者または3親等以内の親族の合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期)

第26条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(欠員補充)

第27条 理事又は監事が任期途中で欠けたときは、これを補充することができる。

2 補充として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員が次の各号の規定に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数による議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認めるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会をあたえなければならない。

(報酬)

第 29 条 理事及び監事の報酬等は、職務執行の対価として社員総会の議決を経て、別に定める報酬等を支給することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

2 前項の規定に関わらず、一般法人法に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日までとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 広告の方法

(広告の方法)

第 41 条 この法人の広告は、官報に掲示する方法により行う。

## 第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 42 条 この法人に、事務局を置く。

2 事務局に必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 43 条 事務局職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 44 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 11 章 補 則

(細則)

第 45 条 この定款の施行について必要な細則は、社員総会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(法令の準拠)

第 46 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

## 附 則

(施行)

この定款は、平成 27 年 1 月 21 日から施行する。

(改正)

この定款は、平成 29 年 3 月 1 日から一部改正し施行する。

(設立時の役員等)

この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事の氏名は次のとおりである。

設立時理事 小林 健一郎、斎藤 貴之、守屋 実、福田 英二

設立時代表理事 福田 英二

設立時監事 土屋 賢一

(会費)

この法人の設立当初の会費は次に掲げる額とする。

年会費 正会員 1.000 円

賛助会員 (個人) 1 口 5.000 円 (法人) 1 口 20.000 円/月

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

住所 東京都新宿区原町三丁目 21 番 1

設立時社員 小林 健一郎

住所 東京都江東区大島二丁目 33 番 10-1005

設立時社員 斎藤 貴之

住所 東京都杉並区久我山四丁目 30 番 22 号プレミールフジC201

設立時社員 守屋 実

住所 東京都江戸川区東小松川二丁目 15 番 10 号イチゴ Heights 302

設立時社員 福田 英二